

命と健康・くらしを守る温かい社会実現のための決議

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の中、日本も甚大な被害を被っています。令和2年7月31日現在、幸いにして湯沢町民の感染者は確認されておりませんが、観光を基軸とする地域経済は壊滅的とも言える影響下にあります。

私たちは、恐れ怯えながらも考え為し得る最善の感染症防止対策をとりながら、緊張感を持って日常生活と経済活動をしなければなりません。それでも、何れ当地域に感染者が訪れたり、職務の性格ゆえに感染したりすることは、多分にあり得ることです。

報道によれば、そのような際の感染者と医療従事者とそれらの接触者や家族、さらには関係する公共機関・施設に対する非難の声や不確かな情報など、無理解による不当な偏見と差別的な扱いが取りざたされています。

湯沢町町民憲章にある「きよらかな愛情あふれるまち/すこやかな活力みなぎるまち/さわやかな誰もが訪れたいまち」を標榜する湯沢町民として、力をあわせて偏見や差別のない「命と健康・くらしを守る温かい社会」の実現を目指すべく、湯沢町議会は以下を決議する。

1. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする、ウイルス等感染者とその家族および接触者を決して白眼視せず、それらの方が住みづらくなるような言動は厳に慎む。
2. 医療関係者をはじめ、同感染者と関係する仕事に従事される方々に敬意を払い、感謝の気持ちを忘れない。
3. 同感染者と関係者が勤務または利用した施設や事業所に対し、偏見を誘発・助長するような差別的な扱いや言動は厳に慎む。
4. 町行政関係者は個人情報に充分配慮しつつ、前述「1」「2」「3」が確かに実行されるよう広報・啓蒙に努めるものとする。

令和2年8月6日

湯 沢 町 議 会